

わが家

迎春

第28号

2001.1.1

鴨川法律事務所



模擬陪審ドラマを見て

坂元 和 夫

■弁護士会企画の陪審劇

本年一月四日(土) KBS京都テレビで、視聴者参加・同時進行陪審ドラマ「あなたが裁く!!」が午後七時から二時間にわたって放映されました。プロデューサーが中島貞夫映画監督、劇団所属の俳優三名が被告人役や被害者の証人役を演じ、その余は京都弁護士会会員の出演という豪華キャストです。監修は、我が鴨川法律事務所山崎浩一弁護士でした。

ドラマの舞台は、立命館大学に移築保存されている旧京都地裁陪審法廷が使われました。陪審員は、京都の他、大阪や大津から応募した二〇〇人程の市民の中から選ばれた一二名です。陪審ドラマの進行に合わせ

て、視聴者からの電話やFAXによる意見を紹介し、三浦京都弁護士会会長、中島監督及び渡辺千原立命大助教授の三人がドラマを挟んでコメントをするという運びでした。

■陪審ドラマの内容

祇園祭の宵山見物に来ていた二五歳の女性が長刀鉾に見とれていたところ、スリがショルダーバッグから財布を抜き取ろうとしたところを警戒に当たっていたスリ係刑事二名に逮捕されたというシナリオです。

陪審裁判において、検察官は、被告人がバッグのチャックを開けて中の財布をスリ取ろうとしたが取るに至らなかったという窃盗未遂罪で被告人を起訴し、証人としてスリ係刑事と被害

者の女性を申請し、被告人の親指の指紋がついているショルダーバッグを証拠物として提出しました。弁護人は、被告人は開いていたバッグから財布を取ろうとしたが、途中で思い直して止めたので手はバッグに入っておらず、指紋は被告人が見物人に押された拍子にバッグに触って付いたものだ主張し、被告人尋問を申請しました。

証拠調が終わって、裁判長が陪審員に対して「説示」を行いました。本件の窃盗未遂罪が成立するには、被告人がバッグのチャックを開けるか、又は、開いていたバッグの中に手を入れたことが証明される必要があります、この認定に際しては、「合理的な疑い」を越えて右の事実が証明されなければならず、その立証の責任は検察官にあり、被告人には無罪の推定が働くので疑わしきは被告人の有利に認定すべきであるという内容

でした。

テレビでは、陪審員が別室で評議している状況が逐一映し出されました。一二名の陪審員から述べられた意見は様々でした。被害者の証言がかなりあやふやで、バッグが開いていた可能性があること、被告人がこの被害者に近づく直前に他の女性の手提げ袋に手を入れた事実を認めたこと、スリ係刑事は、見物人が被告人との間に介在したため、被告人の体や腕の動きが見えただけで、バッグを開けたり手をバッグの中に入れるところは見ていないこと、バッグの指紋は、被告人が押されて付いた可能性も否定できないが、チャックを開けるときに指紋がついたとすれば、親指の外に人差指や中指の指紋も付く筈で、この点是不自然だけれども、バッグを掴むときの人差指の形の如何によっては指紋が付かない可能性もあること、被告人には

スリの前科があるらしいが、裁判長の説示で、この点は考慮してはいけないことと等が論点として指摘されていました。

■視聴者の反応と私の感想

テレビ視聴者からは、いろいろな意見が寄せられ、結論については、二対一で有罪意見よりも無罪意見が多かったようです。

私は、自宅で、妻と遊びに来ていた私の姉の三人で観ておりました。私が「有罪だろうな」と呟いたところ、妻と姉は、前述の問題点を挙げて、「無罪ではないの」と言いました。

私は、スリというものは、未遂で捕まると大抵はこの種の弁解をするものだし、バッグの指紋がチャックを開けるときに付くであろう箇所に付いていることが決定的で、押された時に付いたのだという弁解は眉唾ものだとして説明しました。しかし、妻と姉は、合理的な疑いのない程度に被告人の犯

行が立証されているかという疑問が残ると反論するのです。

陪審員達は、始めは有罪意見が数名いましたが、議論を進めていくうちに、最後は全員が無罪意見になりました。理由は、私の妻や姉とはほぼ同旨でした。

私は、「やっぱり素人は駄目だな」という思いを抑えて、別の見方が出来ないかどうか考えてみました。私と陪審員や視聴者（妻、姉を含めて）の違いは、結局のところ、「合理的な疑い」とはどの程度のものかについての感じ方の相違に帰着するようです。私は、法律専門家として、法律用語である「合理的な疑い」(beyond the reasonable question)の意味を素人よりも良く理解している筈ですが、それが単なる思い込みかもしれないと考えてみました。私は、多くの刑事事件の弁護経験を通じて、被告人側の反証は、並大抵

のものでは裁判官に「合理的な疑い」を抱かすことができないことを身にしみて感じており、そのことについて、頭では批判しながらも、実は、そういった有罪に甘い判断基準を知らず知らずのうちに身に付けてしまっているのではないかと思うようになりました。

■一五年前の模擬陪審

一九八五年一〇月棚瀬孝雄京大教授（法社会学）がアメリカから現職の裁判官、検察官及び弁護士を招き、京都アメリカンセンターで模擬陪審を行いました。京都弁護士会にも協力依頼があり、当時、私が会長をしていた関係で、弁護士会の事務長と私の妻を陪審員に推薦しました。

今回のテレビを観て、私は、一五年前のこの陪審劇付パネルディスカッションのことを思い出し、当時の資料を探し出して読み返してみました。加州サンディエゴ市で実際に起きた銀行

強盗事件をもとにした模擬陪審で、判事・検事・弁護人役ともアメリカの本職が行い、関西在住のアメリカ人が五人の証人役を務め、陪審員だけが日本人の一般市民でした。

陪審劇が終わって、傍聴者にアンケート調査が行われました。回答者は、法律実務家（裁判官、検察官、弁護士）が一〇人、修習生

が二三人、大学研究者（教官と大学院生）が一六人です。驚いたことに、有罪率は、法律実務家が私を含めて一〇〇%、修習生が六〇%、大学研究者が二〇%で、一般市民（陪審員）は〇%でした。つまり、実務からの距離が近ければ近い程有罪に、遠ければ遠い程無罪に傾くということです。これは、長年の実務経験が有罪に甘い判断基準を実務家の頭に植えつけているからだとか考えられません。しかも、その悪弊が検察官や裁判官だけではな

く、私を含む弁護士までも汚染していることも問題です。

パネルディスカッションの時、アメリカの裁判官が「個人的には、自分は本件は有罪だと思ったが、陪審が無罪という結論を出したのであれば、その方が正しいと考える」と述べたのが印象的でした。

■陪審制導入の必要性

陪審制のもとでは、陪審員が証人に対して質問をすることは許されません。人は誰でも、無意識のうちに、質問によって立てた仮説に合うように事実を見勝ちだからというのがその理由だと言われています。つまり、陪審は、能動的に審理に関わることなく専ら「聞く」姿勢に徹し、当事者の攻防を判定するのがその役目だとするのです。そこに納得を旨とする当事者主義の神髄があるのでしょうか。

わが国の刑事訴訟は、形は当事者主義構造をとりながら、「調べて答え（真実）を発見する」職権主義の運用に傾いているため、真実すなわち有罪追求の場になりがちです。「無罪の推定」が働かないのも、そこに原因があります。陪審制には、他にもいろいろな利点がありますが、裁判の担い手のこの意識と習性を直すためにも、「聞いて判定する」陪審制の導入が必要だと考えます。

なお、一九八五年の模擬陪審については、棚瀬教授の「刑事陪審と事実認定」（判例タイムズ六〇三号）が詳細な学問的分析をしており、また、熱心な陪審論者として知られる作家の伊佐千尋氏の「模擬陪審傍聴記」（判例タイムズ五八二号）が熱っぽく陪審制賛成論を展開するとともに、法律実務家を鋭く批判しています。

以上



新世紀の弁護士

弁護士 山崎浩一

九時間に及ぶ臨時総会

昨年十一月、九時間に及ぶ激しい論議の日弁連臨時総会が行われました。

法曹人口について司法試験合格者数を一〇〇〇人程度とし、基盤の整備状況を見ながら増員を決めるべきであるという日弁連の従来の方針を変更し、国民が必要とする法曹を確保するという積極的姿勢に改め、年間三〇〇〇人の合格者を許容するというものにするのか否かということでした。

増員反対意見を、単に弁護士の業界エゴであるという皮相な見方をするマスコミ報道もあります。しかしより深い所での意見対立があるのです。

●増員積極論

法曹人口を大幅に増員す

るべきだという意見の理由は以下のとおりです。

- ① 弁護士が身近でない。弁護士過疎地も多数存在する。
- ② 法廷中心の活動から、NPOや企業の法務スタッフ等多様な分野で弁護士が活動すべきである。
- ③ 法曹一元や起訴前弁護を実施しようとすれば、弁護士の数が足りない。

●増員消極論

増員消極論の理由は次のとおりです。

- ① 弁護士が増えることで競争が激しくなると、事務所の維持に追われて人権活動がおろそかになる。
- ② 弁護士のアクセス障害や弁護士過疎は弁護士の増員では解決できない。結局は多くの弁護士は企業の社内弁護士になるが、それは本

当に弁護士のニーズに応えることにはならない。

- ③ 行政や企業活動を中心にする弁護士が増えることは、弁護士法一条の定める社会正義の実現と人権擁護という弁護士のアイデンティティーを崩壊させ、弁護士会の分裂をもたらす。

社会的基盤の有無

アメリカには、弁護士の競争が激しくとも、弁護士が専門スタッフとして環境問題、消費者保護など様々な人権活動に熱心に関与している実情があります。

しかし、アメリカではこのような活動を支える社会的基盤（市民のボランティア意識、寄付を促進する税制がある）があり、これが備わっていない日本とでは事情が違うともいえます。しかも、やはりアメリカでは弁護士の事件漁りが激しく、救急車の後を追うどころか、前を走っていて救急車に轢かれてしまう弁護士までいるとかがいいます。

法曹養成はできるか

増員の前提として、これまでのような一発勝負の司法試験での選抜でなく、ロースクールといって大学院で十分な教育をして、その終了者は基本的に試験に受かるぐらいにするという構想が言われます。確かに、単純に司法試験の合格者を増員したのでは質の低下は免れません。そこでロースクール制度は増員の前提として必要になるのですが、

はたして、そんな理想的な教育を行える大学教授や実務家が確保できるのかという疑問があり、結局は質の悪い法律家が増えるという結果になるのではないかとこの危惧があります。

新世紀の弁護士

このように増員積極論、消極論のいずれも、国民にとってどちらが望ましいのかという観点から論じているという点では一致しているのですが、増員の結果の将来の事態の予測が違うの

です。

では、二一世紀の弁護士はどうあるべきなのでしょう。確かに、現在の多くの弁護士は人権活動と業務をそれなりに両立させています。しかし、競争がないということが、国際的にみればそのどちらも中途半端にしているという面があるのも事実です。

社会的基盤やロースクール制度でも、十分な教育ができないことも事実でありその意味では、大幅な増員が当面はかなりの混乱を生じさせることは予想されます。しかし、その混乱の中から、弁護士自らが社会の中に基盤を作り、かつ能力的にも国際的な競争力をもった弁護士ができて来るものと思います。新世紀の弁護士は、厳しい生存競争の中においても、真に社会正義の実現と人権擁護という使命感を体現し、かつ高い能力を発揮する弁護士である必要があります。



「民事法律扶助法」の 制定と今後

尾藤 廣喜

★民事法律扶助法とは

憲法第三二条では、「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪われない」と定めています。しかし、現実には、経済的な理由で、裁判をしようと思っても、その費用の負担ができない人が少なくありません。

法律扶助制度は、このような理由によって裁判費用がまかなえない人に対して、その費用を援助することによって、裁判を受ける権利を実質的に保障しようとする制度で、一九五二年一月に発足しました。

しかし、このような重要な制度であるにもかかわらず、今までは、法律上の根拠が全くない任意の制度で、「財団法人」である法律扶助協会がその運用にあ

たっていました。制度に対する国の補助も諸外国に比べて格段に少なく(例えば、英国での一九九五年の国の負担額が一一四五億円であるのに比べて、同年の日本の国の補助額は二億七〇〇万円にしかすぎません)。

今回の「民事法律扶助法」の成立によって、法律扶助制度は、根本的に改革されることになりました。

★重要な改革点は、まず、第一の改革点は、運用についての法的根拠ができたこと、また、制度の運用についての国の責任が明らかにされたことです。

これによって、法律扶助協会も「指定法人」化され、今年度の国の法律扶助予算

も、それまでの四倍近い二億七〇〇〇万円に一気に増額されました。

第二の改革点は、法律相談についての扶助の大幅な増加です。今度の制度では、相談援助について登録弁護士制度を作り、登録した弁護士の事務所では積極的に法律扶助相談を受け付けることにしています。

もちろん、当事務所の弁護士全員が相談登録弁護士となっています。

この制度では、例えば、単身者で月収(賞与を含む)二〇万円以下、二人家族で二七万六〇〇〇円以下の方が、無料で法律相談の援助を受けられることになっています。

このほか、これは従来から認められていた運用ですが、事務所で弁護士に相談した事件で、法律扶助が利用できる事件については、相談を受けた弁護士が、扶助協会に「持込み事件」として扶助を受けることがで

きるようになっていきます。

★制度の問題点

このように、格段に充実した「民事法律扶助法」が、昨年一〇月から実施されているわけですが、まだまだ問題点も少なくありません。

まず、第一に、「民事」法律扶助とされていることから、刑事事件についての捜査段階での弁護や少年事件の付添人活動についての扶助が、制度から抜け落ちていることです。

第二に、扶助の内容が、費用の立替え⇨返還を原則としていることで、これでは、貧困層の真の援助にはなりません。

第三に、扶助の額が低額であることです。例えば、私が一四年間担当し、大阪高等裁判所で昨年一月二三日に勝訴が確定しました「京都原爆訴訟」も、法律扶助協会の扶助によるものでした。ところが、この事件の着手金は一審が一二万

円、二審が一七万円であり(一年間平均二万円)、被爆者行政の根幹にかかわる重要事件であることからして、あまりにも低額でした。

★制度の今後のあり方

このように扶助の内容が不十分なことも、その原因の多くは、原則全額返還の制度であることにあり、第一にその見直しが必要です。

また、第二に、現在市民の所得層の低位から二割程度といわれる対象範囲をもっと拡大し、中間層も、利用することができるように改善することも必要です。

最後に、刑事事件の被疑者段階での援助、少年事件の付添人活動への援助制度を盛り込み、「民事」だけでなく「法律扶助法」に改革することも必要です。

そのためには、もっと、市民のみなさんがこの制度に関心を持っていただき、改革の応援をしていただくことが必要です。



少年法等の 一部を改正する法律

中村 多美子

ついに改正

昨今、世間を騒がせてきた少年事件を受けて、ついに少年法等の一部を改正する法律が第一五〇回国会において裁決されました。

改正のポイントは、①一六歳以上の重大事案、死亡事案については、原則逆送致（刑事処分相当）とする、②審判への検察官立会、③刑事罰対象年齢を一六歳から一四歳以上の少年に引き下げる、などといったものです。

少年法は、厳罰化されたのか

今回の少年法改正論議を支える世論となってきたのが、少年事件の凶悪化、低年齢化といった減少であり、少年事件のこうした傾

向を押さえるためには、少年法を改正し、厳罰化する必要があるとの論調でした。しかし、少年事件が、本当に最近凶悪化したのか、そして、凶悪な犯罪を起す少年の年齢は、低年齢化しているのかどうかについては、統計上これを確かを示す資料があるわけではありません。確かに、猟奇的かつ残忍な少年事件が報道されることが目立つようになりましたが、それが少年事件の全体的な傾向であるわけではありません。

また、今回の少年法改正により、一六歳以上の重大事案、死亡事案について原則刑事処分とされた点、一六歳以上でなければ、刑事処分を受けないとされてい

たのが、一四歳以上とされ、年齢の引き下げが行われた点については、厳罰化といえるのかもしれませんが、少年事件にかかる法定刑が重くなったわけでもありません。

しかしながら、少年事件は、厳罰化により減少したりするものではないことは、アメリカの例を見ても明らかです。

改正少年法による少年審判

では、新しい法律の下での、少年審判はどういったものになるのでしょうか。重大事件や死亡事案などについては、家庭裁判所が、検察官の立会を求めることができるようになります。このような改正がなされた理由については、少年審判手続において、事実審理を充実したものとし、もって真実発見を確実なものとするためと説明されてきました。

しかしながら、今も冤罪事件がなくならないよう

に、大人でも疑われている犯罪事実を否認するには、非常な勇気と気力が必要とされます。大人の刑事手続においては、厳格な適正手続の確保、証拠法則が定められているにもかかわらずです。それなのに、わずか一四歳の少年が、彼が非行をおかしたのかも知れないと疑いのまなざしで見つめる大人達の前で、真実を述べて否認を貫くことはできるでしょうか。ましてや、少年の身柄拘束が可能な期間が、大きく延長された改正法の下、非行事実がなくとも否認を貫くことは容易ではありません。

簡単に大人に誘導され、また、自分を信じてくれていないわけではない大人の前で、心を閉ざしてしまう少年に接するにつけ、こうした審判構造の中で、真実発見と言うことが本当に達成されるのかどうか、不安は拭えません。

非行少年と被害者

少年事件の凶悪化などと会わせて、世間の耳目を集めている問題に、被害者の保護の問題があげられます。確かに、犯罪に遭遇し、被害に遭われた被害者の権利保護という問題は、刑事手続きの中で蚊帳の外におかれてきました。特に、少年事件の場合、審判が公開されず、被害者への情報公開が十分ではないかという点が指摘されてきたところです。

これについては、改正法では、被害者による記録の閲覧・謄写を認めるなど一定の配慮がなされており、が、刑事事件の被害者の権利保護は、刑事事件全体を通じて、もっと図られていかねばならないものです。いずれにせよ、改正後の少年審判が、どのように運用されていくかについては、運用する側である私達法律家の識見によるところが大きいでしょう。

特定調停法

経済企画庁がどう言っても、不況の波が一向に引かない経済情勢を反映してか、経済的再建手続に関する法律が次々と制定、施行されています。

多重債務者ではあるものの、再建の見込みが十分にある者を対象に、昨年一月一七日特定調停法が公布されました。特定調停立は、経済的に破綻する恐れのある者であれば、個人でも法人でも申立ができ、簡易裁判所を利用した弁済方法の調整を求めることができます。

また、これまでは、調停ということで、あくまで債権者の合意がなくては調停が成立できず、合理的な解決が見いだしにくいと言う欠点がありました。しかし

ながら、特定調停制度においては、次のような特則が設けられており、積極的な活用が期待されます。

① 民事執行手続きを無担保で停止できる

② 過料の制裁を背景に、業者に対して取引経過の開示を求めることができる。

また、民事調停法一七条における調停に代わる決定（いわゆる「一七条決定」）による解決になじみやすい類型の事件ですから、自己の主張に強硬に固執する一部の債権者や、立場上話し合いによる合意ではなく公的判断での解決を望む債権者などの場合に、公正かつ妥当な経済的合理性を有する一七条決定の活用が望まれるところです。